今日は「信州パーキング・パーミット」制度について、お伝えします。

皆さん、このような「車椅子マーク」はご存じですね。この「車椅子マーク」の駐車エリアに、障がいのない方が駐車し、障がいのある方が駐車できないという問題が起きています。この問題を解決するために、障がい者や対象の方に対して事前に利用証を交付することで、利用証を持った方が優先的に駐車場を利用できるようにした制度が「信州パーキング・パーミット」です。

この制度を利用できるのは障がいのある方だけでなく、高齢の方、妊産婦、けがをしていて歩行が困難な方などです。利用証は申請者の状況に応じて、車いす使用者用と車いす使用者以外の2種類があり、県では対象の方々に県内共通の「利用証」を交付しています。外見からは歩行が困難と判断しづらい人もいますので、そのような方も安心して駐車場を使用できるメリットがあります。

利用証の交付申請は、県庁、県保健福祉事務所、市町村の窓口でも受け付けています。 窓口で申請していただいた場合は原則、利用証を即時交付します。申請には申請書と確認 書類が必要です。申請書は窓口で記入します。確認書類は、障がいのある方は障害者手帳 等、障がいの状況がわかる物、高齢の方は介護保険証、妊産婦は母子手帳、歩行困難な方 は医師の診断書等です。

なお、申請は代理人申請や郵送も可能です。利用証の有効期間は申請者の状況により異なりますので、詳しい内容は県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/parkingpermit/20151224.html

長野県では誰もが気持ちよく外出できるためにパーキング・パーミットの駐車場を増や す取り組みを続けております。今後も誰もが幸せに暮らせる共生社会づくりに御理解をお 願いいたします。